

お客様各位

株式会社 阪急交通社

米国(アメリカ・ハワイ・グアム・北マリアナ諸島)未成年の渡航同意書持ち込みのお願い

アメリカ合衆国税関・国境警備局 (CBP : United States Customs and Border Protection / 以下 CBP) によりますと、18歳未満の方が単独または片方の親同伴で渡航する場合、両親または同行しない親からの「渡航同意書」(英文)が必要になる旨が通達されています。修学旅行や研修旅行など団体渡航の場合も同様です。

但し、入国審査の際は、この同意書や家族である証明書を最初から提示する必要はありません。
入国審査官が何か質問をした場合にのみご提示下さい。

昨今、父母の双方が親権を有する場合に、一方の親権者が子を他方の親権者の同意を得ずに国外へ連れ出すことを刑罰の対象としていることがあります。実際に、子を誘拐した犯罪被疑者として逮捕されたり、ICPO (国際刑事警察機構) を通じて国際手配される事案も生じており、このように国内法で子の連れ去りを犯罪としている国で旅行者が犯罪者扱いされないよう、子の旅行の際には同意書を要するという事です。

詳細は、アメリカ合衆国税関・国境警備局 (CBP) のウェブサイトをご確認ください。

■アメリカ合衆国税関・国境警備局 (CBP)

Children - Child traveling with one parent or someone who is not a parent or legal guardian or a group

https://help.cbp.gov/app/answers/detail/a_id/268/kw/child/sno/2 (英語)

その他、本件に関するご質問は、米国ビザ申請 お問い合わせ先へご確認ください。

■米国ビザ申請 お問い合わせ

http://www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-main-contactus.asp

<父親もしくは母親同伴の旅行で同意書の他に家族構成が分かる公的証書(戸籍謄本等)*を必要とするケース>

(*公的証書は英訳を必要としますが、日本語原本のコピーにご自身で英訳を添付・直接記載した書面でも可。)

- * 父親と母親の姓が異なる夫婦別姓の場合
- * 父親と母親の姓が異なる国際結婚の場合
- * 父親もしくは母親と死別の場合
- * 親が離婚して父親もしくは母親同伴の場合

<両親の同意書が必要なケース>

- * 18歳未満の方だけの旅行
- * 祖父母との旅行
- * 伯父/叔母との旅行
- * 友人等に子供を預けて旅行をする場合

尚、同意書は自由フォームですが、公証をうけられるよう米国当局より推奨されております(公証は義務ではありません)。同意書記入例をご参考に書類をご準備頂き、アメリカ入国の際お持ちくださいますようお願い申し上げます。

以上

◆18歳未満の米国渡航同意書 記入例◆

WRITTEN CONSENT FOR CHILD UNDER 18 YEARS
TRAVELING WITH ONLY ONE PARENT OR WITHOUT EITHER PARENT

TO WHOM IT MAY CONCERN:

I(WE) AUTHORIZE THE MINOR

NAME 未成年者の渡航者名 PASSPORT NO. 旅券番号

TRAVEL TO 渡航先都市名 FROM 入国日 / / TO 出国日 / /

Purpose of His/Her Trip is 渡航目的

↓両親でない同行者の場合、成人の代表者についてご記入ください。

ACCOMPANIED BY THE FOLLOWING PERSON(S);

Name 名前 (Relation 渡航者との関係)

Address 住所

DATE OF BIRTH 生年月日 / / TEL 電話番号

PASSPORT NO. 旅券番号

↓片方の親が同行する場合、ご記入ください。

UNDER THE RESPONSIBILITY OF 同行する親の名前

ACCOMPANIED PARENT'S PASSPORT NO 同行する親の旅券番号

↓単独の渡航の場合(現地連絡先について)ご記入ください。

REFERENCE(ex:HOTEL)

Name 滞在先名 (Relation ホテル/その他 HOTEL / OTHERS)

Address 住所

TEL 電話番号

同行しない父親の名前
FATHER(PRINT NAME)

同行しない母親の名前
MOTHER(PRINT NAME)

父親の署名
SIGNATURE

母親の署名
SIG SIGNATURE

署名した日付
DATE

署名した日付
DATE

WE SOLEMNLY SWEAR THAT HE/SHE SHALL COMPLY WITH THE LAWS AND REGULATIONS OF YOUR COUNTRY,FEDERAL AND LOCAL,NEVER BE A BURDEN,ECONOMIC OR OTHERWISE,TO YOUR COUNTRY AND DEPART COUNTRY WITHIN THE REASONBLE TIME NEEDED FOR TRANSFERS TO AND FROM JAPAN.

WE WOULD APPRECIATE IT VERY MUCH IF YOU WOULD TAKE THE NECESSARY ACTION TO GRANT HIS / HER THE ENTRY PERMIT TO YOUR COUNTRY AT YOUR EARLIEST POSSIBLE CONVENIENCE.
THANK YOU FOR YOUR COOPERATION.